

議案第 71 号

桐生市民活動推進センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例案

桐生市民活動推進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 8 月 26 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市民活動推進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

桐生市民活動推進センターの設置及び管理に関する条例(平成14年桐生市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「午前10時から午後9時まで」を「午前10時から午後7時まで」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議 案 説 明

議案第 71 号 桐生市民活動推進センターの設置及び条例の一部を改正する条例案

桐生市民活動推進センターのより効率的な運営が可能となるよう、開館時間を改めようとするものです。